

---

# 九重町立小中学校教育職員に関する 業務量管理と健康確保措置実施計画

---

令和 8 年 3 月

－九重町教育委員会－

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の過重な業務負担を軽減し、心身の健康と福祉を確保することによって、教育職員が専門性を高め、子どもたちへの教育の質を向上させることを目指すものであり、具体的な趣旨については、以下に示すとおりである。

### ①教育職員の働き方を改善し、健康を確保する

教育職員の長時間勤務の是正を通じて、疲労やストレスの蓄積を防ぎ、心身の健康を守るとともに、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、特に長時間勤務となっている者には、健康を害さないための具体的な対策を講じる必要がある。

### ②子どもたちへの教育の質を向上させる

教育職員が心身ともに健康な状態で働くことができれば、授業の準備や教材研究に集中でき、教育活動の充実につながる。教員の専門性向上を促すことで、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことが肝要である。また、業務の見直しを行うことで、教育職員が子どもたちと向き合う時間を最大限確保し、質の高い教育活動に専念できる環境を整備することが重要である。

### ③組織的な学校運営を推進する

業務の適正化や分担を見直すことで、学校全体で業務の効率化を図る。また、スクールサポートスタッフや地域ボランティアの確保・活用など、外部の力を借りることで、教育職員の業務負担の軽減に努める必要がある。

### ④社会全体で学校を支える体制を構築する

教育職員の業務負担軽減のためには、国、教育委員会、学校、地域、保護者が連携・協働することが不可欠である。業務の3分類（教師の業務、学校の業務、学校以外が担う業務）などを通じて、保護者や地域住民の理解と協力を得られるように周知活動を行う必要がある。

### ⑤法改正に基づく義務化

2025年6月に成立した改正給特法に基づき、教育委員会は文部科学大臣が定める指針に即した「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と公表が義務付けられた。これに則り、九重町教育委員会においても、地域の実情を踏まえた計画を策定し、実施状況を公表することが必要である。

## (2) 本町の現状

九重町では、令和2年3月に、所管に属する学校（学校支援センター）の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「九重町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、九重町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月22時間51分	7.7%	0.4%
中学校	月41時間28分	36.5%	3.6%

時間外在校等時間が、月45時間を超える割合が16.1%と多くなっている。授業準備や連絡・調整などの業務の負担感が大きくなっており、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうした現状を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ① 年間年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【15.6日】
- ② ストレスチェックにおける健康リスクの値を県平均以下とする【R6後期:小学校75、中学校80】  
※職場の男女比に応じて算出した全国平均を100とした場合(県平均小学校72、中学校73)
- ③ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指すため、ストレスチェックにおける仕事に対する満足度を3.5以上にする【R6後期:小学校3.6、中学校3.2】  
※5点満点中(県平均:小学校3.6、中学校3.5)

## 3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日の5箇年（見直しは毎年度実施する）

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

九重町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ■ 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情に応じて、児童生徒の登校時間の見直しを推進する。
  - ・ 各地域の実情に応じて、保護者や地域住民による登下校時の見守り活動を推進する。
- ◇ 放課後における見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・ 放課後や夜間の見回りについては、警察や地域が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。（緊急時・災害時等は必要に応じて実施可能）
  - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金については、学校支援センターによる管理を推進する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・基本的には、地域学校協働本部が連絡調整等の業務を担う。本部の設置や運用が不十分な場合は、社会教育活動の中心である中央公民館や各地区公民館がその業務を担う。

◇保護者からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年4月に策定した、「教育現場におけるカスタマーハラスメント対応対策マニュアル」の確実な運用を推進する。
- ・学校が弁護士等（スクールロイヤー等）の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築を推進する。
- ・SNS等、インターネットを介したトラブルについては、保護者が第一義的な責任を負うべきものであり、学校は一切関与しない旨の周知を徹底する。

■教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・Web 調査システム（インターネットによる回答機能）等を活用することで、九重町教育委員会から学校に発出される調査の回答・集計に係る事務負担の軽減を図る。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会及び管理委託業者等と連携を図りながら、情報担当・情報化推進リーダー等を中心に組織的な保守・管理を行う。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールや体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和10年度までに外部委託等について検討する。

◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・校舎の開錠については、可能な限り地域人材の活用に努めるが、職員不在の状況での児童生徒の登校（校舎内への立ち入り）は、安全管理上適切ではないため、管理職だけに固定せず、役割分担の見直し等による負担軽減を促進する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・児童生徒による清掃については、回数や範囲の合理化を促進するとともに、地域住民や保護者等による支援の可能性について検討する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年9月より、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図るとともに、設置する部活動の精選を推進する。
- ・九重町教育委員会は、このえ緑陽中学校部活動規定（ガイドライン）に基づく適切な運用について状況把握及び管理監督を行う。

■教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理等（「3分類」⑮⑯関係）

- ・必要に応じ、授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを配置する。

- ・校務支援システムの機能の活用によって、成績処理等に係る業務負担の軽減を図る。
- ・学校連絡アプリを活用した出欠連絡の簡略化により、電話対応等に係る業務負担の軽減を図る。

#### ◇支援が必要な児童生徒、家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議（不登校対策会議等）への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療、福祉、警察等の関係機関と学校との連携について、教育委員会が主体となってコーディネートを行うことで、適切な支援体制を構築する。
- ・支援の必要性を適切に判断した上で、特別支援教育支援員を全ての学校に配置する。

### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、各種資料のデータ化やクラウドを活用したデータの管理・共有を推進し、校務の効率化を図る。また、「GIGA スクール構想下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況についての検証・改善を図る。
- ・勤務時間外の学校への問合せ等については、管理職が管理する校務用携帯での対応とする。
- ・「このえ学園基本計画」に基づいた校種間連携を円滑に進めることで、接続期の業務負担を軽減する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超過した教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・定期健康診断を確実に実施し、再検査を含む未受診者を0にする。
- ・全ての学校（学校支援センター含む）において、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題について、教職員のための相談窓口を教育委員会に設置する。
- ・年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得の推進を促す。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。
- ・長期休業等の期間中に、連続した日数からなる学校閉庁期間を設定する。
- ・九重町学校職員在宅勤務制度実施要領に基づく、在宅勤務について周知を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実行性を確保するため、以下の取組を実施する。

- 取組の着実な実行を図るため、教育委員会は、九重町立学校の教育職員の在校等時間の状況について毎月把握を行う。また、その結果については、毎年度、教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援にあたる人材の確保に向け、関係課・関係機関との連携を強化する。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、校務支援システムによる把握を原則とするが、持ち帰り仕事等学校外での勤務状況についての把握が困難なため、慎重に分析を行うこととする。その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握することとする。
- 教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画に照らして課題が確認された場合は、当該学校に対して聞き取り調査・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中の速やかな改善がなされるよう、当該学校に対する個別の指導・支援を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会において、学校・家庭・地域に対して本計画の周知を行うとともに、管理職を対象としたマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会による支援を強化する。
- 各学校においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会（学校運営会議）の承認事項に「学校における働き方改革の取組の推進」を確実に設け、本計画に基づく各種取組を確実に実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域（自治区）に対して、本計画の内容について周知を行うとともに、具体的な取組項目について協力を得られるように取り組む。
- このえ学園基本計画に基づく各種取組について、担当校長を中心に毎年度見直しを行っているが、見直しの視点に「教職員の働き方」、「業務量管理」、「健康確保」の視点を位置付ける。
- 教育委員会は、計画全体を統括し、各学校への支援、関係機関との連携を図るとともに、本計画の評価・改善を行う。評価の方法については、既存の調査を活用し、必要に応じて新規の調査を実施する。

[添付資料]

- ①「学校・教師が担う業務に係る3分類」の指針への位置づけ案  
（令和7年8月19日 文部科学省 教師を取り巻く環境整備特別部会）
- ②九重町学校職員在宅勤務制度実施要領  
（令和5年8月2日 九重町教育委員会告示第2号 / 令和7年4月一部改訂）
- ③九重町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針  
（令和2年3月5日策定 / 令和2年4月1日から適用 / 九重町教育委員会）